第２回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議次第

日時　令和２年２月 26 日（水）
９時 00 分から
場所　県庁３階　第一応接室

１　開会

２　議題

（１）新型コロナウイルス感染症の動向
（２）これまでの対応状況
（３）国が示した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（２月 25 日）について

３　その他

４　閉会

【配布資料】
（資料１）新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和２年２月 25 日版）
（資料２）これまでの対応状況
（資料３）新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和２年２月 25 日）

資料１

令和2年2月25日（火）

【照会先】
健康局 結核感染症課
係長 山田 大悟
（代表電話） 03（5253）1111

報道関係者各位

新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和２年２月25日版）

２月25日現在の状況及び厚生労働省の対応についてお知らせします。(２月21日正午までの各国機関やWHO等から発表された内容を踏まえ、２月21日報から下線部分を更新しました。)

２月22日に、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」から89名（うち日本人70名）の方が下船し、税務大学校和光校舎（埼玉県和光市）へ移動しました。また、２月23日に患者が死亡されました。

国内では、２月21～24日に今般の新型コロナウイルスに関連した感染症の患者60名（80例目から139例目）、無症状病原体保有者２名、陽性確定例（症状有無確認中）１名の報告がありました。

１．国内の状況について

２月25日12：00現在、139例の患者、16例の無症状病原体保有者、陽性確定例１例が確認されている。

【内訳】

・患者139例（国内事例128例、チャーター便帰国者事例11例）
・無症状病原体保有者16例（国内事例12例、チャーター便帰国者事例４例）
・陽性確定例１例（※症状有無確認中の方）

うち日本国籍121名、調査中18名である。

	PCR検査実施人数	PCR検査陽性者（うち湖北省滞在歴がある者）	うち無症状者			うち有症状者							症状有無確認中
				うち退院した者	うち入院中の者		うち退院した者	うち入院中の者				うち死亡者	
									うち軽～中等症の者	うち人工呼吸器又は集中治療室に入院している者	うち確認中		
国内事例（チャーター便帰国者を除く）	1,017人	140※1 (12)	12	1	11	128	17	110	58	14	38	1	1
チャーター便帰国者事例（水際対策で確認）	829人※2	15 (14)	4	3	1	11	6	5	4	0	1	0	0
合計	1,846人	156 (26)	16	4	12	139	23	115	62	14	39	1	1

※１　うち日本国籍106名
※２　付添１名を含む。

なお、国内事例のPCR検査実施人数は、疑似症報告制度の枠組みの中で報告が上がった数を計上しており、各自治体で行った全ての検査結果を反映しているものではない（退院時の確認検査や、疑似症報告に該当しない検査などは含まれていない）。

１.国内事例（2.チャーター便帰国者を除く）　　【※詳細は別添１参照】
・患者128例、無症状病原体保有者12例
・２月24日18時時点までに疑似症サーベイランスおよび積極的疫学調査に基づき、計1,017件の検査を実施。そのうち140例が陽性。795例が陰性、82例が結果待ち。
・上記患者のうち入院中または入院予定110名、退院17名、死亡1名。
・無症状病原体保有者12名は入院中または入院予定11名、退院１名。

2.チャーター便帰国者に係る発生状況
（水際対策で確認された事例：武漢市からのチャーター便帰国者）　　【※詳細は別添２参照】
・患者11例、無症状病原体保有者４例
・患者のうち入院中５名、退院６名。
・無症状病原体保有者４名のうち、入院中１名、退院３名。

２．クルーズ船での発生状況について
・２月３日に横浜港に到着したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」については、延べ3,894名について、新型コロナウイルスに関する検査を実施したところ、陽性が確認されたのは691名（うち無症状病原体保有者延べ380名）。
　（※）なお、本件については、WHOの各国の発生状況の報告において、日本国内の発生件数とは別個（その他）の件数として取り扱われています。
・本日、１４日間の健康管理期間が経過し、陰性が確認されていた方のうち２５３名の方が、９時２０分から１７時００分にかけて下船しました。

・船内支援として医師、看護師、薬剤師を船内に派遣し、医薬品等の配布・相談対応を行っています。

３．国民の皆様へのメッセージ

今後とも中国等の発生状況を注視し、各関係機関と密に連携しながら、迅速で正確な情報提供に努めてまいります。国民の皆様におかれましては、マスクの着用や手洗いの徹底などの通常の感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

厚生労働省のこれまでの対応については、別添３をご参照ください。

◆国民の皆様へのメッセージ

○国民の皆様におかれては、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

○次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が４日以上続いている。

（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）

・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が２日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介しています。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

なお、 現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、 インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、 かかりつけ医等に御相談ください。

【相談後、医療機関にかかるときのお願い】

○帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。

○医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、 手洗いや 咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる） の 徹底 をお願いします。

○イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00002.html

○本日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が示されました。
詳細は下記でご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599698.pdf

４．国外の発生状況について
・海外の国・地域の政府公式発表に基づくと、２月25日9：00現在、日本国外で新型コロナウイルス関連の肺炎と診断されている症例及び死亡例の数は以下のとおり。

国・地域	感染者数	死亡者数
中国※	77,658名	2,263名
香港	81名	２名
マカオ	10名	０名
台湾	30名	１名
タイ	35名	０名
韓国	833名	７名
米国	35名	０名
ベトナム	16名	０名
シンガポール	90名	０名
フランス	12名	１名
オーストラリア	22名	０名
マレーシア	22名	０名
ネパール	１名	０名
カナダ	10名	０名
カンボジア	１名	０名
スリランカ	１名	０名
ドイツ	16名	０名
アラブ首長国連邦	13名	０名
フィンランド	１名	０名
イタリア	229名	６名
インド	３名	０名
フィリピン	３名	１名
英国	13名	０名
ロシア	２名	０名
スウェーデン	１名	０名
スペイン	２名	０名
ベルギー	１名	０名
エジプト	１名	０名

イラン	61名	12名
イスラエル	2名	0名
レバノン	1名	0名
クウェート	3名	0名
バーレーン	1名	0名
オマーン	2名	0名
アフガニスタン	1名	0名
イラク	1名	0名

※　中国：2/13より診断基準変更（湖北省においては、臨床診断病例が追加）

(参考)
・中国における新型コロナウイルス感染症の発生状況
https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/situation-reports/
・中国における原因不明肺炎について（世界保健機関（WHO）Disease Outbreak News）：
https://www.who.int/csr/don/05-january-2020-pneumonia-of-unkown-cause-china/en/
・海外感染症発生情報　原因不明の肺炎-中国（厚生労働省検疫所HP　FORTH）：
https://www.forth.go.jp/topics/20200106.html
・中国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について（事務連絡）：
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000582709.pdf
・中国武漢市における肺炎の集団発生に関するWHOの声明（世界保健機関（WHO）：
https://www.who.int/china/news/detail/09-01-2020-who-statement-regarding-cluster-of-pneumonia-cases-in-wuhan-china
・新しいコロナウイルス-大韓民国（世界保健機関（WHO）Disease Outbreak News）：
https://www.who.int/csr/don/21-january-2020-novel-coronavirus-republic-of-korea-ex-china/en/
・中華人民共和国国家衛生健康委員会：
http://www.nhc.gov.cn/wjw/index.shtml
・武漢市衛生健康委員会：
http://wjw.wuhan.gov.cn/
・広東省衛生健康委員会：
http://wsjkw.gd.gov.cn/
・衛生福利部疾病管制署（台湾CDC）：
https://www.cdc.gov.tw/?aspxerrorpath=/rwd/english
・中国における新種のコロナウイルスについて（世界保健機関（WHO）Disease Outbreak News）：
https://www.who.int/csr/don/12-january-2020-novel-coronavirus-china/en/
・厚生労働省Twitter：
https://twitter.com/mhlwitter?lang=ja
・First Travel-related Case of 2019 Novel Coronavirus Detected in United States：
https://www.cdc.gov/media/releases/2020/p0121-novel-coronavirus-travel-case.html
・International Health Regulations Emergency Committee on novel coronavirus in China（世界保健機関（WHO））
https://www.who.int/news-room/events/detail/2020/01/30/default-calendar/international-health-regulations-emergency-committee-on-novel-coronavirus-in-chin

（別添１）国内事例（チャーター便帰国者を除く）

・２月25日12:00現在、確認されている国内の発生状況は以下のとおり。

【国内事例（チャーター便帰国者を除く）】

新No.	旧No.	確定日	年代	性別	居住地	周囲の患者の発生※	濃厚接触者の状況
1	1	1/15	30代	男	神奈川県	なし	38名特定 健康観察終了
2	2	1/24	40代	男	中国 （武漢市）	なし	32名特定 健康観察終了
3	3	1/25	30代	女	中国 （武漢市）	なし	７名特定 健康観察終了
4	4	1/26	40代	男	中国 （武漢市）	No.19	２名特定 健康観察終了
5	5	1/28	40代	男	中国 （武漢市）	なし	３名特定 健康観察終了
6	6	1/28	60代	男	奈良県	No.８ No.13	22名特定 健康観察終了
7	7	1/28	40代	女	中国 （武漢市）	なし	２名特定 健康観察終了
8	8	1/29	40代	女	大阪府	No.６	２名特定 健康観察終了
9	10	1/30	50代	男	三重県	なし	３名特定 健康観察終了
10	11	1/30	30代	女	中国 （湖南省）	なし	４名特定 健康観察終了
11	12	1/30	20代	女	京都府	なし	なし
12	13	1/31	20代	女	千葉県	No.６	１名特定 健康観察終了

13	17	2/4	30代	女	中国 （武漢市）	No.20	６名特定 健康観察終了
14	19	2/4	50代	男	中国 （湖北省）	No.４	調査中
15	20	2/5	40代	男	中国 （武漢市）	No.17	６名特定 健康観察終了
16	21	2/5	20代	男	京都府	調査中	１名特定 健康観察終了
17	26	2/11	50代	男	神奈川県	調査中	調査中
18	27	2/13	80代	女	神奈川県	No.28 No.48	４名特定 健康観察実施中
19	28	2/13	70代	男	東京都	調査中	１名特定 健康観察実施中
20	29	2/13	50代	男	和歌山県	No.31	調査中
21	30	2/13	20代	男	千葉県	調査中	51名特定 健康観察実施中
22	31	2/14	70代	男	和歌山	No.29 No.54	調査中
23	32	2/14	60代	女	沖縄県	不明	16名特定 健康観察実施中
24	33	2/14	50代	女	東京都	No.28	調査中
25	34	2/14	70代	男	東京都	No.28	調査中
26	35	2/14	60代	男	愛知県	調査中	３名特定 健康観察実施中

27	36	2/14	50代	男	北海道	不明	45名特定 健康観察実施中
28	37	2/14	30代	男	神奈川県	調査中	６名特定 健康観察実施中
29	38	2/14	50代	男	和歌山県	No.20	調査中
30	39	2/14	50代	女	和歌山県	No.29	調査中
31	40	2/15	60代	男	和歌山県	No.29 No.50 No.51	調査中
32	41	2/15	40代	男	東京都	No.45	調査中
33	42	2/15	60代	女	東京都	No.28	調査中
34	43	2/15	60代	女	愛知県	No.35 No.44 No.69 No.77	２名特定 健康観察実施中
35	44	2/16	60代	男	愛知県	No.43 No.53 No.59	７名特定 健康観察実施中
36	45	2/16	30代	男	東京都	No.41	14名特定 健康観察実施中
37	46	2/16	60代	男	調査中	調査中	調査中
38	47	2/16	60代	男	調査中	No.28	調査中
39	48	2/17	40代	女	神奈川	No.27	４名特定 健康観察実施中
40	49	2/17	50代	男	東京都	調査中	調査中

41	50	2/17	80代	女	和歌山県	No.40	調査中
42	51	2/17	50代	男	和歌山県	No.40	調査中
43	52	2/17	50代	男	和歌山県	調査中	調査中
44	53	2/17	60代	男	愛知県	No.44 No.59	３名特定 健康観察実施中
45	54	2/18	60代	男	和歌山県	No.22	調査中
46	55	2/18	30代	男	和歌山県	調査中	調査中
47	56	2/18	80代	男	東京都	なし	調査中
48	57	2/18	20代	男	東京都	調査中	調査中
49	58	2/18	50代	男	東京都	調査中	調査中
50	59	2/18	60代	男	愛知県	No.44 No.53	３名特定 健康観察実施中
51	60	2/18	80代	男	神奈川県	No.27 No.61 No.78	２名特定 健康観察実施中
52	61	2/18	70代	男	神奈川県	No.60 No.78	６名特定 健康観察実施中
53	62	2/19	60代	男	神奈川県	調査中	調査中
54	63	2/19	40代	男	北海道	No.72	調査中

55	64	2/19	60代	男	北海道	No.101	調査中
56	65	2/19	60代	男	沖縄県	不明	調査中
57	66	2/19	70代	男	東京都	No.67	調査中
58	67	2/19	70代	女	東京都	No.66	調査中
59	68	2/19	70代	女	東京都	調査中	調査中
60	69	2/19	50代	女	愛知県	No.43 No.77	調査中
61	71	2/20	60代	男	福岡県	No.79	調査中
62	72	2/20	40代	男	北海道	No.63	調査中
63	73	2/20	70代	女	千葉県	調査中	調査中
64	74	2/20	80代	男	沖縄県	調査中	調査中
65	75	2/20	40代	男	東京都	調査中	調査中
66	76	2/20	30代	男	埼玉県	調査中	調査中
67	77	2/20	80代	男	愛知県	No.43 No.69	３名特定 健康観察実施中
68	78	2/20	80代	男	神奈川県	No.60 No.61	調査中

69	79	2/20	60代	女	福岡県	No.71	調査中
70	80	2/21	10歳未満	男	北海道	No.81	調査中
71	81	2/21	10代	男	北海道	No.80	調査中
72	82	2/21	40代	女	北海道	調査中	調査中
73	83	2/21	50代	男	石川県	不明	調査中
74	85	2/21	50代	女	東京都	調査中	調査中
75	86	2/21	70代	女	東京都	調査中	調査中
76	87	2/21	50代	女	東京都	調査中	調査中
77	88	2/21	60代	男	千葉県	なし	調査中
78	89	2/21	80代	男	神奈川県	調査中	４名特定 健康観察実施中
79	90	2/21	70代	男	愛知県	No.43	１名特定 健康観察実施中
80	91	2/21	20代	女	愛知県	No.69	10名特定 健康観察実施中
81	92	2/22	20代	女	熊本県	No.93	調査中
82	93	2/22	50代	男	熊本県	No.92	調査中

83	94	2/21	60代	男	熊本県	なし	調査中
84	95	2/22	40代	男	和歌山県	No.40	調査中
85	96	2/21	60代	女	千葉県	なし	調査中
86	97	2/22	50代	女	千葉県	なし	調査中
87	98	2/22	70代	女	北海道	調査中	調査中
88	99	2/22	80代	男	北海道	調査中	調査中
89	100	2/22	70代	男	北海道	調査中	調査中
90	101	2/22	50代	女	北海道	No.64	調査中
91	102	2/22	60代	男	北海道	調査中	調査中
92	103	2/22	50代	女	北海道	調査中	調査中
93	104	2/22	10代	女	北海道	調査中	調査中
94	105	2/22	50代	女	北海道	調査中	調査中
95	106	2/22	60代	男	東京都	調査中	調査中
96	107	2/22	60代	女	愛知県	No.43	１名特定 健康観察実施中

97	108	2/22	40代	女	愛知県	No.43	なし
98	109	2/22	60代	男	愛知県	No.69	２名特定 健康観察実施中
99	110	2/22	60代	男	愛知県	No.69	６名特定 健康観察実施中
100	111	2/22	60代	女	栃木県	クルーズ船 下船後に発症	調査中
101	112	2/22	50代	男	神奈川県	No.137 No.138 No.139	調査中
102	113	2/22	50代	男	北海道	調査中	調査中
103	114	2/22	70代	男	北海道	なし	調査中
104	115	2/23	70代	女	愛知県	No.43	調査中
105	116	2/23	70代	男	愛知県	No.43	調査中
106	117	2/23	40代	男	千葉県	なし	調査中
107	118	2/23	30代	男	北海道	調査中	調査中
108	119	2/23	60代	女	北海道	No.100	調査中
109	120	2/23	20代	男	北海道	調査中	調査中
110	121	2/23	70代	男	北海道	調査中	調査中

111	122	2/23	30代	女	北海道	調査中	調査中
112	123	2/23	80代	男	北海道	No.98	調査中
113	124	2/23	40代	女	北海道	No.104	調査中
114	125	2/23	20代	女	北海道	調査中	調査中
115	126	2/24	40代	男	東京都	調査中	調査中
116	127	2/24	50代	男	東京都	調査中	調査中
117	128	2/24	60代	男	石川県	調査中	調査中
118	129	2/24	70代	女	北海道	No.114	調査中
119	130	2/24	50代	男	北海道	調査中	調査中
120	131	2/24	20代	女	北海道	No.113	調査中
121	132	2/24	50代	男	北海道	調査中	調査中
122	133	2/24	50代	男	神奈川県	調査中	調査中
123	134	2/24	40代	男	東京都	調査中	調査中
124	135	2/24	50代	男	東京都	調査中	調査中

125	136	2/24	30代	男	東京都	調査中	調査中
126	137	2/22	50代	女	神奈川県	No.112	調査中
127	138	2/22	20代	女	神奈川県	No.112	調査中
128	139	2/22	20代	女	神奈川県	No.112	調査中

（注）： 14例目は中華人民共和国に帰国しているため、現在の状況は不明。
18例目は死亡例。
その他、12例の無症状病原体保有者が確認されている。

（別添２）水際対策で確認された事例：武漢市からのチャーター便帰国者に係る発生状況

チャーター便	No.	旧No.	確定日	年代	性別	居住地	周囲の患者の発生	濃厚接触者の状況
１便	1	9	1/30	50代	男	中国（武漢市）	無症状病原体保有者２名確認	なし
３便	2	14	2/1	40代	男	調査中	なし	なし
１便	3	15	2/1	40代	男	中国	なし	２名特定 健康観察終了
１便	4 *1	16	2/1	40代	男	中国（武漢市）	不明	11名特定 健康観察終了
２便	5	18	2/4	50代	女	千葉県	調査中	なし
２便	6 *1	22	2/5	50代	男	中国（武漢市）	なし	なし
４便	7		2/8	20代	男		なし	

		23				中国 （武漢市）		２名特定 健康観察実施中
２便	8 *2	24	2/10	40代	男	埼玉県	なし	２名特定 健康観察実施中
１便	9 *2	25	2/10	50代	男	中国 （武漢市）	不明	なし
５便	10	70	2/19	50代	男	中国 （湖北省）	不明	調査中
２便	11	84	2/21	10歳未満	男	埼玉県	No.8	調査中

（＊１）：No.４、No.６は当初、無症状病原体保有者。
（＊２）：No.８、No.９は当初、無症状かつPCR検査陰性。
その他、４例の無症状病原体保有者が確認されている。

（別添３）厚生労働省の通知・事務連絡一覧
【検疫関係】
・「健康フォローアップセンター」を設立し、入国する人の武漢滞在歴や有症状者への接触歴等を把握して健康状態のフォローアップを実施
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000590024.pdf
・船舶代理店に対して中国からの本邦到着便において、船内アナウンスの実施および健康カードの配布を依頼
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000588459.pdf

・航空会社に対して中国からの本邦到着便において、機内アナウンスの実施および健康カードの配布を依頼
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000588131.pdf
・空港等の検疫ブースにおける武漢市からの帰国者及び入国者に対する自己申告の呼びかけポスターの更新
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000585391.pdf
・帰国者に対する現行の検疫体制の継続（日本への入国者に対し、サーモグラフィー等を用いて、発熱等の症状がないか確認を実施）し、武漢市からの入国者に対しては健康状態の把握を併せて実施
・航空会社に対して、機内アナウンスにて武漢市からの帰国者及び入国者に対する自己申告の呼びかけについて協力を依頼
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000586401.pdf
・新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る協力依頼について（航空会社宛て）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000588131.pdf

【医療機関・保健所等での対応関係】

・社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599388.pdf
・社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599389.pdf
・新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第２報）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599390.pdf
・ダイヤモンド・プリンセス号の下船者に対する健康フォローアップについて（依頼）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599379.pdf
・社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応の徹底について
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599387.pdf
・医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（その２）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599357.pdf
・「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について（令和２年２月18 日付事務連絡）」に関するＱ＆Ａについて
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599356.pdf
・新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえたイベント開催の取扱い等について
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599355.pdf
・新型コロナウイルス感染症における積極的疫学調査制について（自治体宛て）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000598774.pdf
・新型コロナウイルス感染症に係る帰国者の健康状態の新たなフォローアップ体制について（自治体宛て）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000598350.pdf
・新型コロナウイルス感染症にかかる要介護認定の臨時的な取扱いについて
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000598751.pdf
・社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について（自治体宛て）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000598104.pdf
・保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応につ　いて（自治体宛て）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000598105.pdf
・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）（自治体宛て）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597947.pdf
・新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の更なる確保について（依頼）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597945.pdf

・新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保に係る支援について
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597944.pdf

・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597947.pdf

・精神保健福祉センター等における新型コロナウイルスに関する心のケアについて
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597521.pdf

・新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業者の人員基準等の臨時的な取扱いについて
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597519.pdf
・「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597518.pdf
・社会福祉施設等における職員の確保について
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597517.pdf
・新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）（自治体宛て）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596426.pdf
・新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について（自治体宛て）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596978.pdf
・新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いについて（自治体宛て）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596979.pdf
・社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（その２）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596203.pdf
・新型コロナウイルスを検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令等（施行通知）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596291.pdf
・社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596202.pdf
・新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保及び感染症指定医療機関における新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596162.pdf
・新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関する補足資料の送付について（その４）（別添１）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000595972.pdf
・医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（自治体宛て）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000595966.pdf
・新型コロナウイルス感染症患者等に入院病床等の確保について（依頼）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000595752.pdf
・新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制の強化について（依頼）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000595755.pdf
・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第１項及び第14条第２項に基づく届け出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000594992.pdf

・新型コロナウイルス感染症の診査に関する協議会の運営について
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593837.pdf
・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第１項及び第14条第２項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593843.pdf
・新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593853.pdf
・地方自治体に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いの一部改正について通知
https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000592995.pdf
・地方自治体に対し、旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について通知
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000594151.pdf

・地方自治体に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第12 条第１項及び第14条第２項に基づく届出の基準等の一部改正について通知
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000592718.pdf

・地方自治体に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第 12 条第１及び第14 条第２項に基づく届出の基準等について通知
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000591991.pdf
・地方自治体に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて通知
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000592808.pdf
・地方自治体に対し、新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制の整備を依頼
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000591991.pdf
・地方自治体に対し、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行について通知
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000589747.pdf
・国立感染症研究所で実施している検査について、全国の地方衛生研究所でも検査が可能となるように体制を整備。特に留意すべき濃厚接触者(例：医療従事者)について、患者対応に係る注意喚起を実施するとともに濃厚接触者の把握と健康状態の観察を着実に実施
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000587893.pdf
・中国武漢市以外に流行が拡大した場合には、その流行地域からの訪日客及び帰国者が入国後に発熱等の症状を認めた際にも、医療機関において行動歴等の詳細な聞き取りを行い、保健所と連携して疑似症サーベイランス（原因不明の肺炎患者等を把握して検査につなげる制度）を確実に実施
・国立感染症研究所と国立国際医療センターにおいて、医療機関における対応と院内感染対策に関する情報を更新（疑似症サーベイランスの運用を検討する対象を武漢市への渡航歴等がある画像検査などで肺炎と診断された方へ拡大）
https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-1.html
・国立感染症研究所と国立国際医療センターにおいて、新型コロナウイルス関連肺炎患者の退院及び退院後の経過観察に関する方針（案）を策定
https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9314-ncov-200117-2.html
・国内で確認された感染者の濃厚接触者に対して健康観察を引き続き実施
・中国からウイルスの遺伝子配列情報が公開されたことを踏まえ、国立感染症研究所で検査方法を構築。
https://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/Detection_of_nCoV_report200121.pdf
・国立感染症研究所において、新型コロナウイルス関連肺炎に対する積極的疫学的調査要領（暫定版）を作成
https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357- 2019-ncov-02.html
・自治体及び関係機関に対し、原因が明らかでない肺炎等の患者に係る、国立感染症研究所での検査制度（疑似症サーベイランス）の適切な運用について依頼
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000582709.pdf
・国立感染症研究所において、自治体及び関係機関に対し、新型コロナウイルス感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアルを策定
https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/9325-manual.html
・自治体に対し新型コロナウイルスに関する検査対応について依頼
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000587893.pdf

【情報発信】
・新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談（コールセンター）をフリーダイヤル化
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09347.html
・新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）の設置
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09151.html
・地方自治体に対し、訪日外国人旅行者に発熱と咳等の症状があった場合に宿泊施設の対応について周知
・新型コロナウイルス関連肺炎に関するQ&Aを発出し、広く国民に情報提供を行っている（随時更新）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00004.html
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html
・厚生労働省検疫所ホームページ「FORTH」における、渡航者への注意喚起https://www.forth.go.jp/topics/202001211450.html
・厚生労働省Twitter等によるタイムリーな情報発信の実施
【その他】
・新型コロナウイルス感染症関連特別融資について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09513.html

資料２

これまでの対応状況

１　これまでの対応状況

（１）国の対応

※下線部は第１回本部会議資料からの変更・追加部分

１月６日	・　各都道府県等に対し、**武漢市**滞在歴を有する患者の医療機関での感染対策の徹底等を要請
１月７日	・　各検疫所に対し、有症状者に対する自己申告の呼びかけ、受診勧奨文書発出
１月16日	・　国内患者発生を受け、国民にメッセージ発出（通常の感染対策の呼びかけ等）
１月21日	・　関係閣僚会議を開催
１月30日	・　「**新型コロナウイルス感染症対策本部**」（本部長：首相）を設置 ・　全国知事会が「新型コロナウイルス緊急対策会議」を設置
１月31日	・　**ＷＨＯが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言** ・　外務省が感染症危険情報を、中国全土を対象に「渡航自粛」に引き上げ（湖北省は渡航中止勧告）
２月１日	・　新型コロナウイルス感染症を「**指定感染症**」等に指定する政令施行 ・　出入国管理法に基づく入国規制の実施（湖北省発行旅券を所持する者及び14日以内の湖北省滞在者） ・　都道府県に対し、下記の体制を今月上旬までに整備することを要請 ①　次医療圏毎の「**帰国者・接触者外来**」の設置 ②「帰国者・接触者外来」への受診調整を行う「**帰国者・接触者相談センター**」の各保健所への設置
２月13日	・　新型コロナウイルス感染症を検疫法上の隔離・停留できる感染症とするため、また、無症状病原体保有者を入院措置・公費負担とするため、関係政令を改正 ・　新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に「**浙江省**」を追加
２月16日	・　**感染症対策専門家会議**を開催し、対策について医学的見地から対応策等を協議
<u>２月19日</u>	<u>・　第２回感染症対策専門家会議を開催し、患者が増加する局面を想定した対応について協議</u> <u>・　相談・受診の目安について協議</u>
<u>２月24日</u>	<u>・　第３回感染症対策専門家会議を開催し、感染対策の基本方針について協議</u>
<u>２月25日</u>	<u>・政府対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定</u>

（２）県の対応

１月９日	・　県医師会、感染症指定医療機関等に対し、感染対策等の徹底を要請
１月21日	・　県ホームページへの掲載による県民への情報提供の実施
１月24日	・　県旅館ホテル生活衛生同業組合等に旅行客発症の場合の適切な対応を要請
１月25日 ～ ２月８日	・　上海定期便機内での健康カード配布による自己申告と適切な受診勧奨を実施
１月29日	・　感染症指定医療機関等で構成する「**新型コロナウイルス感染症医療連絡会議**」を開催し、患者発生時の具体的対応を確認
２月２日	・　厚労省からDMATに対し武漢からの航空機帰国者の健康管理に係る派遣依頼があり、本県では岩手医科大学から１名が２日間対応
２月５日	・　「**庁内各部局連絡会議**」を設置し、各部局の取組み等に関し情報共有
２月６日	・　**第２回医療連絡会議**を開催し、指定感染症としての患者発生時の具体的対応を確認
２月７日	・　「**岩手県感染症対策委員会**」を開催し、県の感染対策及び専門委員会の設置について協議
２月８日	・　「**帰国者・接触者相談センター**」及び「**帰国者・接触者外来**」の対応を開始
２月10日	・　県民生活の安全安心に関わる各分野の**関係団体等による**「**連絡会議**」を開催し、消防、警察、医療、各種インフラ、金融、報道等の団体と情報共有
２月11日	・　「**岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会**」を設置し、県の対策に関し専門的な知見に基づき具体的に協議
<u>２月18日</u>	<u>・岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、第１回本部員会議を開催</u>
<u>２月22日</u>	<u>・　第３回医療連絡会議を開催し、患者が増加することを想定した医療体制について協議</u>

（３） 県内の帰国者・接触者相談センターへの相談状況

ア 開設日

令和２年２月８日

イ 受付時間・設置機関

受付時間	設置機関
平日　9時00分～17時00分	各県保健所（９か所） 盛岡市保健所
全日（土日・祝日を含む）24時間体制（2/19～）	県庁医療政策室

ウ 相談対応件数

	2/8（土） ～ 2/14（金）	2/15（土） ～ 2/21（金）	2/22 （土）	2/23 （日）	累計
各保健所	24	89	15	20	114
医療政策室	5	29	5	5	53
合計	29	118	20	25	167

※　これまで検査は６件実施し、全て陰性であった（２月26日６：00時点）

エ 主な相談内容

- 発熱はないが、咳がとまらず心配だ。
- 人が多く集まる場所にいった後から、咽喉痛が出ている。

（４） 県内の一般相談窓口への相談状況

ア 開設日

令和２年１月21日

イ 受付時間・設置機関

受付時間	設置機関
平日　9時00分～17時00分	各県保健所（９か所） 盛岡市保健所
全日（土日・祝日を含む）9時00分～21時00分	県庁医療政策室

ウ 相談対応件数（件数の計上は２月８日から）

	2/8（土） ～ 2/14（金）	2/15（土） ～ 2/21（金）	2/22 （土）	2/23 （日）	累計
各保健所	75	141	0	0	216
医療政策室	10	37	9	6	62
合計	85	178	9	6	278

エ 主な相談内容

- 親が岩手で一人暮らしをしている。新型コロナウイルスになった場合に検査が受けれるか心配だ。

資料3

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

令和２年２月 25 日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

１．現在の状況と基本方針の趣旨

新型コロナウイルス感染症については、これまで水際での対策を講じてきているが、ここに来て国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されている状態になった。しかし、現時点では、まだ大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではない。

感染の流行を早期に終息させるためには、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていくべきである。また、こうした感染拡大防止策により、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することは、今後の国内での流行を抑える上で、重要な意味を持つ。

あわせて、この時期は、今後、国内で患者数が大幅に増えた時に備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整える準備期間にも当たる。

このような新型コロナウイルスをめぐる現在の状況を的確に把握し、国や地方自治体、医療関係者、事業者、

そして国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、現在講じている対策と、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を現時点で整理し、基本方針として総合的にお示ししていくものである。

まさに今が、今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期である。国民の皆様に対しては、２．で示す新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、感染の不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することや感染しやすい環境に行くことを避けていただくようお願いする。また、手洗い、咳エチケット等を徹底し、風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用していただくよう、お願いする。

２．新型コロナウイルス感染症について現時点で把握している事実

・一般的な状況における感染経路は飛沫感染、接触感染であり、空気感染は起きていないと考えられる。
閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがある。

・感染力は事例によって様々である。一部に、特定の人から多くの人に感染が拡大したと疑われる事例がある

一方で、多くの事例では感染者は周囲の人にほとんど感染させていない。

・発熱や呼吸器症状が１週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多い。また、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されている。

・罹患しても軽症であったり、治癒する例も多い。

重症度としては、致死率が極めて高い感染症ほどではないものの、季節性インフルエンザと比べて高いリスクがある。特に、高齢者･基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高い。

・インフルエンザのように有効性が確認された抗ウイルス薬がなく、対症療法が中心である。また、現在のところ、迅速診断用の簡易検査キットがない。

・一方、治療方法については、他のウイルスに対する治療薬等が効果的である可能性がある。

３．現時点での対策の目的

・感染拡大防止策で、まずは流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑える。

・重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。

・社会・経済へのインパクトを最小限にとどめる。

４．新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項

（１）国民・企業・地域等に対する情報提供

① 国民に対する正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行い、冷静な対応を促す。

・発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供

・手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底

・発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得、外出の自粛等の呼びかけ

・感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになること等の呼びかけ　等

② 患者・感染者との接触機会を減らす観点から、企業に対して発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等を強力に呼びかける。

③ イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。

④　感染が拡大している国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。

⑤　国民、外国政府及び外国人旅行者への適切迅速な情報提供を行い、国内での感染拡大防止と風評対策につなげる。

（２）国内での感染状況の把握（サーベイランス（発生動向調査））

ア）現行

①　感染症法に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し､医師が必要と認めるPCR検査を実施する。
　患者が確認された場合には、感染症法に基づき、積極的疫学調査により濃厚接触者を把握する。

②　地方衛生研究所をはじめとする関係機関（民間の検査機関を含む。）における検査機能の向上を図る。

③　学校関係者の患者等の情報について都道府県の保健衛生部局と教育委員会等部局との間で適切に共有を行う。

イ）今後

○　地域で患者数が継続的に増えている状況では、入院を要する肺炎患者の治療に必要な確定診断のためのＰＣＲ検査に移行しつつ、国内での流行状況等を把握するためのサーベイランスの仕組みを整備する。

（３）感染拡大防止策

ア）現行

①　医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行う。

　地方自治体が、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査等により、個々の患者発生をもとにクラスター（集団）が発生していることを把握するとともに、患者クラスター（集団）が発生しているおそれがある場合には、確認された患者クラスター（集団）に関係する施設の休業やイベントの自粛等の必要な対応を要請する。

②　高齢者施設等における施設内感染対策を徹底する。

③　公共交通機関、道の駅、その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

イ）今後

①　地域で患者数が継続的に増えている状況では、

・　積極的疫学調査や、濃厚接触者に対する健康観察は縮小し、広く外出自粛の協力を求める対応にシフトする。

・　一方で、地域の状況に応じて、患者クラスター（集団）への対応を継続、強化する。

②　学校等における感染対策の方針の提示及び学校等の臨時休業等の適切な実施に関して都道府県等から設置者等に要請する。

（４）医療提供体制（相談センター／外来／入院）

ア）現行

① 新型コロナウイルスへの感染を疑う方からの相談を受ける帰国者･接触者相談センターを整備し、24 時間対応を行う。

② 感染への不安から帰国者･接触者相談センターへの相談なしに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになる。このため、まずは、帰国者・接触者相談センターに連絡いただき、新型コロナウイルスへの感染を疑う場合は、感染状況の正確な把握、感染拡大防止の観点から、同センターから帰国者・接触者外来へ誘導する。

③ 帰国者・接触者外来で新型コロナウイルス感染症を疑う場合、疑似症患者として感染症法に基づく届出を行うとともに PCR 検査を実施する。必要に応じて、感染症法に基づく入院措置を行う。

④ 今後の患者数の増加等を見据え、医療機関における病床や人工呼吸器等の確保を進める。

⑤ 医療関係者等に対して、適切な治療法の情報提供を行うとともに、治療法・治療薬やワクチン、迅速診断用の簡易検査キットの開発等に取り組む。

イ）今後

① 地域で患者数が大幅に増えた状況では、外来での対応については、一般の医療機関で、診療時間や動線を区分する等の感染対策を講じた上で、新型コロナ

ウイルスへの感染を疑う患者を受け入れる（なお、地域で協議し、新型コロナウイルスを疑う患者の診察を行わない医療機関（例：透析医療機関、産科医療機関等）を事前に検討する。）。あわせて、重症者を多数受け入れる見込みの感染症指定医療機関から順に帰国者・接触者外来を段階的に縮小する。

風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、相談センター又はかかりつけ医に相談した上で、受診する。高齢者や基礎疾患を有する者については、重症化しやすいことを念頭において、より早期・適切な受診につなげる。

風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療・投薬等については、感染防止の観点から、電話による診療等により処方箋を発行するなど、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する。

② 患者の更なる増加や新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた、病床や人工呼吸器等の確保や地域の医療機関の役割分担（例えば、集中治療を要する重症者を優先的に受け入れる医療機関等）など、適切な入院医療の提供体制を整備する。

③ 院内感染対策の更なる徹底を図る。医療機関における感染制御に必要な物品を確保する。

④ 高齢者施設等において、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者が発生した場合には、感染拡大

防止策を徹底するとともに、重症化のおそれがある者については円滑に入院医療につなげる。

（5）水際対策

国内への感染者の急激な流入を防止する観点から、現行の入国制限、渡航中止勧告等は引き続き実施する。

一方で、検疫での対応については、今後、国内の医療資源の確保の観点から、国内の感染拡大防止策や医療提供体制等に応じて運用をシフトしていく。

（6）その他

① マスクや消毒液等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。

② マスク等の国民が必要とする物資が確保されるよう、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者に冷静な対応を呼びかける。

③ 国際的な連携を密にし、WHO や諸外国の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的に WHO 等の関係機関と共有し、今後の対策に活かしていく。

④ 中国から一時帰国した児童生徒等へ学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。

⑤ 患者や対策に関わった方々等の人権に配慮した取組を行う。

⑥　空港、港湾、医療機関等におけるトラブルを防止するため、必要に応じ警戒警備を実施する。

⑦　混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5．今後の進め方について

今後、本方針に基づき、順次、厚生労働省をはじめとする各府省が連携の上、今後の状況の進展を見据えて、所管の事項について、関係者等に所要の通知を発出するなど各対策の詳細を示していく。

地域ごとの各対策の切替えのタイミングについては、まずは厚生労働省がその考え方を示した上で、地方自治体が厚生労働省と相談しつつ判断するものとし、地域の実情に応じた最適な対策を講ずる。なお、対策の推進に当たっては、地方自治体等の関係者の意見をよく伺いながら進めることとする。

事態の進行や新たな科学的知見に基づき、方針の修正が必要な場合は、新型コロナウイルス感染症対策本部において、専門家会議の議論を踏まえつつ、都度、方針を更新し、具体化していく。